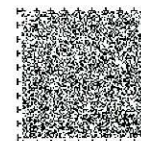


障がいのあるお子さんのための

特別児童扶養手当



このリーフレットには、目の不自由な方のために、音声コードを添付しています



精神又は身体に障害のある満 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されます。

1 手当を受けることができる方

手当を受けることができる方は、精神や身体に別表に該当する程度の障害のある児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、又は父母にかわって児童を養育している方です。

次のような場合は、手当は支給されません

- ① 児童が
イ、日本国内に住所がないとき
ロ、障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
ハ、児童福祉施設に入所しているとき
- ② 父、母又は養育者が
イ、日本国内に住所がないとき

2 手当を受ける手続き

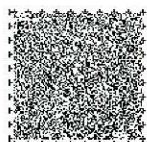
<はじめて申請される方>

手当を受けるには、住所地の市町村の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は在留カード）
- ② 所定の診断書（療育手帳が A 判定の場合又は身体障害者手帳の 1～3 級が交付されている場合はその写しにより診断書を省略できる場合があります）
- ③ その他必要書類

<すでに手当を受けている方>

- ① 所得状況届 ――― 毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの間に「所得状況届」を届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないで 8 月以降の手当が受けられません。なお、**2 年間届けをしないと資格がなくなります。**
- ② 再認定請求書
障がい認定は上記②診断書（または手帳）により行われますが、原則として 2 年後の 3 月・7 月・11 月のいずれか定められた時期に診断書を提出していただき、再認定を受けなければなりません。



3 手当の支払い

手当は県知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4 月・8 月・12 月（4 月期は 4 月 11 日、8 月期は 8 月 9 日、12 月期は 11 月 11 日）の 3 回、支払月の前月までの分が受給者が指定した金融機関で支払われます。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は休日（「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日となります。

4 手当の額

1 級該当児童（1 人につき）	月 額	55,350 円
2 級該当児童（1 人につき）	月 額	36,860 円

5 支給制限

手当を受けている方やその配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、その年度（8 月から翌年の 7 月まで）は、手当の支給が停止されます。

所得制限限度額表

（平成 14 年 8 月から）

扶養親族の数	本 人（注 1）	配偶者及び扶養義務者（注 2）
0 人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満
1 人	4,976,000	6,536,000
2 人	5,356,000	6,749,000
3 人	5,736,000	6,962,000
4 人	6,116,000	7,175,000
5 人	6,496,000	7,388,000

（注 1）同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）、老人扶養親族がある場合は、1 人につきこの額に 100,000 円、特定扶養親族、16 歳以上 19 歳未満控除対象扶養親族がある場合は、1 人につき 250,000 円が加算されます。

※所得額（控除後の所得額）の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除等）

－ 80,000 円（特別児童扶養手当等の支給に関する

政令第 5 条第 1 項による控除額）－諸控除

（注 2）老人扶養親族等がある場合には、加算されることがあります。

諸控除の種類及び額

1 障害者・勤労学生控除	270,000 円
2 寡婦控除	270,000 円
3 ひとり親控除	350,000 円
4 特別障害者控除	400,000 円
5 雑損・医療費・配偶者特別控除等	当該控除額

6 手当の額が改定される場合

対象児童の障がいの状況が変わったとき及び対象児童数に増減のあった場合

7 手当を受けている方の届け出

前記のほかに、次のような届け出をしていただくことになっています。忘れずに市役所又は町村役場に届け出てください。

- ① 受給資格喪失届——受給資格がなくなったときに出します。なお、**資格喪失届が未提出等のため、手当が支給されてしまったときは、返還していただくことになります。**
- ② 受給者死亡届——受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
- ③ 氏名（住所、金融機関口座）変更届——それぞれ変更しようとするときに出します。
- ④ 受給証明申請書——特別児童扶養手当の受給者であることの証明書が必要なときに出します。

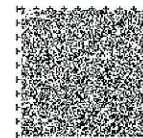
届け出の用紙は、市役所や町村役場に用意してありますから、窓口にお申し出ください。

8 マイナンバーの記入について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成 28 年 1 月 1 日から、特別児童扶養手当の一部の手続き（認定請求書、所得状況届、住所変更届等）でマイナンバーの記入・提示が必要となります。申請の際は、「マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カード（記載情報と現況に相違のないもの）等）」と「本人確認書類（個人番号カード、免許証等）」をご持参ください。

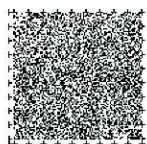
問い合わせ先 市町村担当窓口又は各保健福祉事務所福祉課

佐 久	保健福祉事務所	(0267) 63-3140	佐久市跡部 65-1
上 田	//	(0268) 25-7123	上田市材木町 1-2-6
諏 訪	//	(0266) 57-2910	諏訪市上川 1-1644-10
伊 那	//	(0265) 76-6810	伊那市荒井 3497
飯 田	//	(0265) 53-0410	飯田市追手町 2-678
木 曽	//	(0264) 25-2218	木曽郡木曽町福島 2757-1
松 本	//	(0263) 40-1911	松本市大字島立 1020
大 町	//	(0261) 23-6507	大町市大字大町 1058-2
長 野	//	(026) 225-9085	長野市中御所岡田 98-1
北 信	//	(0269) 62-3604	飯山市大字静間 1340-1



別表 児童の障害等級表

1 級		2 級	
1	イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1	イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの	4	咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11	両下肢のすべての指を欠くもの
		12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		13	一下肢を足関節以上で欠くもの
		14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
		15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		17	身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



特別児童扶養手当の認定を受けた方へ

手当を受ける資格がなくなる場合は次のとおりですので、該当する場合には市町村へ届け出てください。

- ① あなたが、児童を監護しなくなったとき。（児童の死亡など）
- ② 対象児童が、児童福祉施設などに入所したとき。
- ③ 手当を受けている父又は母が主として生計を維持しなくなったとき。または主として養育しなくなったとき。
- ④ 対象児童が、障がい事由とする公的年金を受けることができるようになったとき。
- ⑤ 対象児童が、別に定める障がいの程度に該当しなくなったとき。
- ⑥ 対象児童が、婚姻したとき。
- ⑦ その他受給資格要件にあてはまらなくなったとき。

手当の受給資格がないのに届け出をしないまま手当を受けていた場合、その期間の手当金額は必ず返還していただきますので、返還金が生じないようにご注意ください。